

要許可業種について

No.	新許可業種	業の範囲	留意点等
1	飲食店営業（統合）	食品を調理※し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	※ その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提として、飲食に最も適するように食品を加工成形すること
			・喫茶店営業を統合
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	・屋内に設置され、自動洗浄装置等一定の要件を満たす場合は届出対象
3	食肉販売業（一部届出へ）	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業	・容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売する営業は届出対象
			・未加熱のとんかつ等の半製品の調製は可だが、これを調理し、完成品を販売する場合は飲食店営業の許可が必要
4	魚介類販売業（一部届出へ）	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業を除く	・容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売する営業は届出対象
			・附帯的な調理（魚介類を茹でる、焼くなど）は可
5	魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札、相対取引の方法で販売する営業	・仲卸は魚介類販売業
6	集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業	・生牛乳や生山羊乳だけでなく、生乳全般が対象
7	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。）をする営業	・乳製品（飲料に限る。）、清涼飲料水の製造可
			・生牛乳や生山羊乳だけでなく、生乳全般が対象
8	特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業	
9	食肉処理業	食用に供する目的で鳥獣をとさつもしくは解体する営業※、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分解等する営業	※ と畜場法及び食鳥処理法の対象外のもの
			・小売販売も可
10	食品の放射線照射業	放射線を照射する営業	・ばれいしょの発芽防止の加工のみ認められている
11	菓子製造業（統合）	菓子（パン、あん類を含む）を製造する営業	・あん類製造業を統合
			・完成品の製造が対象で菓子種の製造は含まない
			・客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供可
			・調理パンの製造可
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディー等を製造する営業	
13	乳製品製造業	乳製品（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業	・乳酸菌飲料（無脂肪固形分 3.0%未満を含む）も製造可
			・小分け製造も含む（固形物の小分けは小分け製造業の対象）
14	清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）の製造（小分けを含む）をする営業	・生乳を使用しない乳酸菌飲料製造業を統合
			・生乳を使用しない乳酸菌飲料、乳飲料も製造可
15	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業	・食肉又は食肉製品を使用したそうざいも製造可
16	水産製品製造業（新設）	魚介類その他の水産動物※又はその卵を主原料とする食品を製造する営業	※ 魚、貝類、イカ、タコ等の他クジラ、カエル、カメなども含む
			・魚肉練り製品製造業（かまぼこ、ちくわなど）の製造も含む
			・水産製品等を使用したそうざいも製造可
			・ワカメなどの海藻の製造・加工は届出対象
17	冰雪製造業	氷を製造する営業	
18	液卵製造業（新設）	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む）をする営業	・液卵とは、鶏の卵殻を割って内容物のみを集めたものであり、卵白、卵黄だけのものも対象
19	食用油脂製造業（統合）	食用油脂を製造する営業	・マーガリン又はショートニング製造業を含む
20	みそ又はしょうゆ製造業（統合）	みそ又はしょうゆを製造する営業	・みそ加工品（粉末みそ、調味みそなど）も製造可
			・しょうゆ加工品※（つゆ、たれ、だし入りしょうゆなど）も製造可
			※ しょうゆの原料に占める重量の割合が上位3位以内であって、かつ、原料の重量に占める割合が5%以上のもの（製造時に添加した水は原料として換算しない。）に限る
21	酒類製造業	酒類を製造（小分けを含む）する営業	
22	豆腐製造業	豆腐を製造する営業	・豆腐やその副産物を主原料とする食品（焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳（清涼飲料水は除く）、おからドーナツなど）も製造可
23	納豆製造業	納豆を製造する営業	

No.	新許可業種	業の範囲	留意点等
24	麺類製造業	麺類を製造する営業	・調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）の製造可
25	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む）、焼物（いため物を含む）、揚げ物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業	・食肉製品製造業、水産製品製造業、豆腐製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業を除く
			・そうざいと米飯やパンを組み合わせた食品を製造可
			・そうざいには、そうざい半製品（油で揚げていないコロッケ等）が含まれる
26	複合型そうざい製造業（新設）	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業	・HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る
			・高度な衛生管理を行うことを条件に、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業の営業許可の取得を免除
27	冷凍食品製造業（再編）	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	・小売販売業に包装された農水産物の冷凍品も含む
			・複合型冷凍食品製造業を除く
28	複合型冷凍食品製造業（新設）	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業	・HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る
			・高度な衛生管理を行うことを条件に、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業の営業許可の取得を免除
29	漬物製造業（新設）	漬物を製造する営業	・漬物と併せて漬物を主原料として調味加工した漬物加工品も製造可（例：高菜漬を使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）
30	密封包装食品製造業（再編）	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封されたもの）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業	・上記1～29の営業を除く
			・食酢（すし酢を含む）、はちみつを除く
			・従来のソース類製造業の対象のうち、容器包装に密封され常温で保存が可能なものは対象
31	食品の小分け業（新設）	製造された食品※を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	※ 専ら菓子製造業、乳製品製造業（固形物に限る）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業で製造された食品
			・調理や小売販売での小分け行為は対象外
32	添加物製造業	添加物を製造（小分けを含む）する営業	・法13条第1項の規定により規格が定められた添加物又は添加物製剤が対象
			・規格が定められた添加物を用いた添加物製剤の製造も対象
			・規格が定められていない添加物又は添加物製剤は届出対象

赤字は新たに許可が必要となる業種